

宿毛市出会い・結婚支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宿毛市補助金交付規則第19条の規定に基づき、宿毛市出会い・結婚支援事業費補助金（以下「補助金」という）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、結婚の希望のある方が適当な相手に巡り合う手段のひとつとして、高知県が実施する出会い・結婚支援事業のマッチングシステム（以下「マッチングシステム」という）への登録を通じて、出会いの機会の充実や拡大を図ることを目的に、予算の範囲内において入会登録料の補助を行うものである。

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費は、マッチングシステムの入会登録料とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という）は、次の(1)から(3)に該当し、かつ、(4)又は(5)に該当する者とする。

- (1) 宿毛市に住民基本台帳が登録され居住していること。
- (2) 宿毛市税を滞納していないこと。
- (3) マッチングシステムに登録を行っている本人であること。
- (4) 平成31年4月1日以降にマッチングシステムに初めて登録をした者
- (5) 平成31年4月1日以降にマッチングシステムに再登録をした者（ただし、過去にこの補助金を受けた者は除く）

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象者が支払った入会登録料に、別表の補助率を乗じた額とする。

(交付申請)

第6条 補助対象者が補助金の交付を受けようとする時は、宿毛市出会い・結婚支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) こうち出会いサポートセンター発行のマッチング会員登録証（申請日時点で有効なもの）の写し
- (2) 入会登録料の領収証
- (3) 宿毛市税の完納証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
- (4) 同意書（第2号様式）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査のうえ、補助金の交付の適否を決定し、適当と認めるときは、宿毛市出会い・結婚支援事業費補助金交付決定通知書（第3号様式）により、交付申請を行った者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という）が補助金の交付を受けようとするときは、宿毛市出会い・結婚支援事業費補助金請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求書を受理したときは、交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の条件に違反していることが判明したとき。
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて返還させることができる。

附 則

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成34年5月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第5条関係）

補助対象者の区分	補助率
平成31年4月1日以降にマッチングシステムに初めて登録をした者	10/10
平成31年4月1日以降にマッチングシステムに再登録をした者（ただし、過去にこの補助金を受けた者は除く）	1/2